**平成３０年（フ）第１０８号**
北海道旭川市住吉４条２丁目５番21号　茂田　洸
債務者　杉山　裕希
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月５日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

**平成３０年（フ）第１９９６号**
大阪市旭区清水１丁目６番17号　ロイヤルハイム　102号、前住所大阪市旭区高殿４丁目22番22―408号
債務者　田中　清繁
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月28日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成３０年（フ）第２１２９号**
大阪府門真市小路町２番１号　コトブキマンション304号
債務者　水口　和記
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成３０年（フ）第２３２９号**
大阪市平野区喜連東５丁目１番２―308号
債務者　本城　良夫
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成３０年（フ）第８４４号**
横浜市金沢区六浦１丁目４番31号　メゾン高岡101
債務者　守安みゆき
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成３０年（フ）第８９７号**
横浜市青葉区千草台48番地43　サンフィール弐番館104
債務者　赤塚牧太郎
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成３０年（フ）第１２３９号**
横浜市旭区今宿南町2277番地
債務者　大内　　真
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成３０年（フ）第７５８号**
東京都多摩市和田３丁目４番地２―401
債務者　齋藤　昭博
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月23日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成３０年（フ）第７５９号**
東京都多摩市和田３丁目４番地２―401
債務者　齋藤奈津枝
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月23日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成３０年（フ）第１２１５号**
横浜市中区長者町５丁目75番地１　スクエア長者町904
債務者　石橋　新吾
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成３０年（フ）第１２１９号**
神奈川県藤沢市大鋸３丁目４番37―309号
債務者　高久　繁光
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月31日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

**平成３０年（フ）第１２２０号**
神奈川県藤沢市大鋸３丁目４番37―309号
債務者　高久　　綾
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月31日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

**平成３０年（フ）第２４７号**
静岡市駿河区下島615番地の61　ライブリー下島Ⅱ　201号
債務者　能代　祐一
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月３日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成３０年（フ）第２２号**
熊本県山鹿市山鹿1281　桑坂団地２―10―22号、住民票上の住所熊本県山鹿市菊鹿町松尾655番地
債務者　坂本　幸治
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月４日午前11時30分
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

**平成３０年（フ）第２３号**
熊本県菊池市龍門367番地
債務者　坂本幸一郎
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月４日午前11時45分
熊本地方裁判所山鹿支部破産係